

令和2年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和2年8月11日 開会

令和2年8月11日 閉会

富士宮市農業委員会

令和2年8月11日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 16名

#### 農業委員出席委員

1番 佐野 芳弘	2番 宮島 孝子	3番 遠藤 恒男
4番 望月 三千夫	5番 赤池 勝	8番 石川 邦彦
9番 佐野 公洋	11番 村松 義正	12番 植松 眞二
13番 齊藤 学	14番 石川 嘉章	15番 朝比奈 美芳
16番 杉浦 徳子	17番 植竹 繁	18番 後藤 文隆
19番 松永 孝男		

#### 欠席委員

6番 佐野 正 7番 千頭和栄一 10番 松下善洋

#### 農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野 俊英	2番 塩川 金彦	4番 遠藤 光浩
5番 佐野 均	6番 村松 慎一	7番 土井 一彦
8番 加藤 文男	9番 望月 義雄	10番 有賀 文彦
12番 佐野 強	13番 近藤 雅隆	

#### 欠席委員

3番 佐野 三男 11番 鈴木 四郎

#### 事務局職員

(併) 事務局長	中野 信男	次長兼振興係長	望月 伸浩
主任主査	深川 亮	主査	伊藤 孝彦
主事	大瀧 美緒		

#### 議長 会長 望月三千夫

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に入る前に、6番 佐野 正委員、7番 千頭和栄一委員、10番 松下善洋委員から本日の会議を欠席する旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。

出席委員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の会議につきましても時節柄、事務局からの説明は簡潔に行い、委員の皆様は、発言等がある場合は挙手をして簡潔にお願いします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、8番 石川邦彦委員、9番 佐野公洋委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって会議録署名人に、8番 石川邦彦委員、9番 佐野公洋委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり報第41号から議第53号です。

初めに、報第41号から報第48号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和2年6月21日から7月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページ及び2ページを御覧ください。

報第41号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が5件提出されました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。

報第42号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の4ページを御覧ください。

報第43号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出が受理されました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。

報第44号 転用目的・事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的、または事業計画を変更しようとする転用目的事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、資材置場及び駐車場から住宅への計画変更が1件提出されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。

報第45号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出を受理しました。

続きまして、議案の7ページから9ページを御覧ください。

報第46号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について  
農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、または、その他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、10件の届出を受理しました。

続きまして、議案の10ページ、11ページを御覧ください。

報第47号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の通知を受けていた特例農地について、期間が満了するのに当たり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、特例農地の利用状況2件を通知しました。

続きまして、議案の12ページから15ページを御覧ください。

報第48号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借で認可を受けたものが1件、使用貸借で認可を受けたものが9件ありました。

報告については、以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手確認]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第41号から報第48号まで報告済みとします。

次に、議第47号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の16ページを御覧ください。

議第47号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は、金之宮神社の北に位置する農地です。

受人■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約で、野菜を栽培する計画です。受人は現在64歳、耕作面積は許可後9,436.48平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は、大岩明倫保育園の北に位置する農地です。

受人■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約で、野菜を栽培する計画です。受人は現在53歳、耕作面積は許可後3,901平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は、下之坊の西に位置する農地で、航空写真の4カ所の水田になります。

受人■■■■さんと渡人■■■■さんとの使用貸借契約です。申請地では、水稻を栽培する計画です。受人は現在70歳、耕作面積は許可後2万2,074平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は、人穴小の北に位置する農地で、航空写真では黒枠内の農地になります。

受人■■■■さんと渡人■■■■さんとの売買契約です。受人は、山梨県鳴沢村で3,753平方メートルの農地を借り受け、キノコ栽培を行っているとのことで、気候の違う富士宮市で時期をずらして収穫するため、この農地を取得するとのことです。受人は現在72歳、耕作面積は許可後7,449.29平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は、香葉台団地の西に位置する農地です。受人■■■■さんと渡人■■■■さんとの使用貸借契約です。申請地では、野菜を栽培する計画です。受人は現在40歳、耕作面積は許可後1万2,956平方メートル、稼働人員は1名です。

以上、第1項から第5項について、農地法第3条第2項の各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

説明は、以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は、挙手をお願いします。

[挙手なし]

それでは、御質疑なしと認めます。

農業委員による採決を行います。

議第47号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第47号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第48号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 深川主任主査

議案の18ページを御覧ください。

議第48号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び航空写真6ページを御覧ください。

杉田■■■■、畑95平方メートルほか1筆について、申請人が分家住宅に転用しようとするものです。申請人はアパート住まいで子供たちが大きくなり手狭であるため、本家に隣接する申請地に分家住宅を建築したく、申請するものです。

申請地は、西富士インターチェンジから北西約1.3キロメートルに位置し、農用地でしたが、平成28年2月1日に適用除外の通知が出ており、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。隣接地との境界は見切りコンクリートで囲い、設置には被害防除措置を行い、周辺への影響がないように配慮いたします。

続きまして、第2項及び航空写真7ページを御覧ください。

下柚野■■■■の内、田40平方メートルについて、申請人が通行路に転用しようとするものです。申請人は寺の住職で、申請地を含めた近隣の農地の管理をしていますが、高齢となり維持管理が難しくなったため、航空写真の白枠で囲った宅地部分に農業用倉庫やトイレ、休憩所の設置を計画し、本申請地を道路からの通行路として申請するものです。

申請地は、柚野中学校から南約50メートルに位置する小集団の生産性の低い農地で、第2種農地です。周囲は寺や申請人所有の農地であり、設置には被害防除措置を行い、周辺への影響が出ないように配慮いたします。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第48号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第48号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第49号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の19ページ、20ページを御覧ください。

議第49号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真8ページを御覧ください。

安居山■■■■、田343平方メートルについて、受人が売買により資材置場に転用しようとするものです。

受人は、市内で建設業を営む法人です。本社敷地内の資材置場が手狭となったこと、今後の人材不足や経営負担を考慮し、安居山・芝川方面での工事の拠点として、面積、利便性等から本申請地を適地と判断し、申請に至るものです。

申請地は、富士宮第三中学校から南東約2キロメートル、県道富士宮芝川線沿いに位置し、大場機工の道向いとなります。小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当します。

資金は自己資金により確保されており、進入路にある水路も占有許可済み、近隣の土地所有者にも通路として使用する旨の承諾書を得ております。設置には、周辺農地に被害が出ないように配慮いたします。

続きまして、第2項及び航空写真9ページを御覧ください。

小泉■■■■、畑299平方メートルについて、受人が使用貸借により農家住宅に転用しようとするものです。

受人は農家ですが、同居の姉の介護と仕事を両立させるため、市外に住むもう1人の姉家族に協力を求めました。これに際し、受人が所有する現在の住居などは姉夫妻に譲渡することとなったため、受人が居住するための農家住宅を新たに建設することとなり、申請に至ったものです。

申請地は、富士根南小学校から北東約2キロメートルに位置する農用地ですが、令和2年5月11日に農家住宅として適用除外が決定し、小集団の生産性の低い農地で第2種農地に該当します。

資金は融資により確保されており、周囲は道路と受人所有の農地で、被害防除措置を行い、影響がないように設置します。

続きまして、第3項及び航空写真10ページを御覧ください。

杉田■■■■、畑33平方メートルほか1筆について、受人が使用貸借により分家住宅に転用しようとするものです。

受人は次男で、現在本家にて祖母、両親と妻、子供3人で生活しています。今後、長男一家が本家に戻り引き継ぐこととなったため手狭となり、分家住宅を建てるための土地を探していたところ、祖母が所有する本申請地を借りられることとなったため申請に至ったものです。

申請地は、杉田幼稚園から南約350メートルに位置する農用地でしたが、平成26年12月26日、分家住宅敷地として農用地適用除外の決定を受けており、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

資金は融資により確保されており、周囲は道路と渡人所有の農地で、周辺に影響がないよう被害防除措置を行い、建設します。

続きまして、第4項及び航空写真は戻りまして4ページを御覧ください。

人穴■■■■の内、畑312.33平方メートルにつきまして、受人が売買により権利を取得し、農業用倉庫、作業場及び駐車場3台に転用するものです。

受人は、山梨県鳴沢村で主にキノコやシイタケの栽培をしています。経営拡大のため、議案17ページ、議第47号の第4項にて取得する農地でキノコなどの栽培を計画しています。申請地は出荷作業場と農業用倉庫及び駐車場として利用する計画です。

申請地は、人穴小学校から北へ約300メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地となります。周辺は山林や休耕地となっていますが、周辺への影響が出ないように配慮します。

続きまして、第5項及び航空写真は戻りまして7ページを御覧ください。

下柚野■■■■の内、畑59平方メートルにつきまして、受人が使用貸借により通行路に転用しようとするものです。

転用目的や内容は、議案18ページの議第48号第2項と同じく、宅地部分に農業用倉庫やトイレ、休憩所の設置を計画し、申請地を道路からの通行路として申請するものです。

申請地は、柚野中学校から南50メートルに位置する小集団の生産性の低い農地で、第2種農地となります。周辺は寺や受人所有の農地であり、周辺への影響がないように配慮いたします。

続きまして、第6項及び航空写真11ページを御覧ください。

議案の訂正をお願いします。

第6項、第7項の全体計画面積が313平方メートルとなっていますが、343平方メートルの誤りでしたので訂正をよろしく願いいたします。

第6項、第7項は一体利用のため、併せて説明いたします。

第6項、内房■■■■、畑155平方メートル、第7項、内房■■■■、畑188平方メートルにつきまして、受人が売買により駐車場12台に転用しようとするものです。

受人は申請地北側で法人を運営していますが、敷地内での駐車場が不足しており隣接する本申請地を従業員駐車場として利用したく、申請に至ったものです。

申請地は、新内房橋から北へ約550メートルに位置する第2種農地に該当する農地です。資金は自己資金により確保されており、付近に農地はなく被害はないと思われませんが、周辺への影響がないように配慮いたします。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第49号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 深川主任主査

議案21ページから25ページを御覧ください。

議第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

本件に係る静岡県農業会議ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において、農業委員会会長が許可の処分をする。

第1項から第15項及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

倉庫敷地として一体利用であるため、併せて説明いたします。

第1項から第7項までは、山宮■■■■、畑78平方メートルほか34筆について、有限会社■■■■が倉庫1棟を建設のため、第8項から第13項までは、山宮■■■■、畑999平方メートルほか34筆について、株式会社■■■■が倉庫2棟建設のため、第14項及び第15項は、山宮■■■■、畑15平方メートルほか5筆について、有限会社■■■■及び株式会社■■■■が共有名義で倉庫への通路として申請するものです。農地の合計面積は2万9,099.18平方メートル、農地以外の地目を含めた全体面積は4万1,966.97平方メートルです。

有限会社■■■■は業務拡大、株式会社■■■■は新規事業として倉庫業を行うに当たり、中部運輸局へは登録申請済みです。大規模流通業務施設の立地条件として、インターチェンジから1キロメートル以内及び敷地面積2,000平方メートル以上でなければならず、本申請地が両者にとって最適地と判断し、申請するものです。



航空写真の中央より白枠で囲った南側が有限会社■■■■の倉庫敷地、北側が株式会社■■■■の倉庫敷地です。白枠で囲ってある北側部分が倉庫への通路となります。

有限会社■■■■は、山宮に本社があり、冷凍倉庫業を営む法人です。荷主より製品管理の拡大を依頼され、搬出先への利便性から申請地への新設に至ったものです。

株式会社■■■■は、不動産業をはじめとする複数の業種を営む法人です。新たな業務として営業用倉庫を開始することにしました。主な取引先は、岳南地域、富士・富士宮地域で、パルプ、紙、紙の加工製品を行っている3者ほどになります。特に衛生紙の需要が高まり交通アクセスのよい場所に物流倉庫を新設してほしいとの要望があり、会社の事業展開と一致したため申請に至りました。保管物は、紙製品で、製造会社から搬入し一旦保管しここから埼玉県など主に関東圏北部への搬出をします。

共有部分については、搬入・搬出のための進入路を設置するものです。

申請地は、北山インターチェンジから約600メートルに位置する小集団の農地で、第2種農地に該当します。

資金は融資により確保されており、富士宮市土地利用事業計画の承認済みで、開発行為許可も8月中旬における見込みであります。

工期は、令和2年9月1日から令和4年1月31日までの予定で、周辺に影響がないように配慮いたします。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

5番 赤池 勝委員

ただいま審議中の第1項について報告します。

8月3日午後1時半、申請代理人、事務局職員2名、農業委員4名にて現地に集合し、調査いたしました。

申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第50号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

ただし、本件は、静岡県農業会議で開設されます審議案件となりますことを申し添えます。

次に、議第51号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の26ページを御覧ください。

議第51号 非農地証明申請の審議について

第1項及び航空写真13ページを御覧ください。

申請地は、下条■■■■、畑ほか1筆、計452平方メートルで、上野中学校の北東に位置する農地です。

昭和42年月日不詳、申請人の先代が申請地の一部に農業用倉庫を建設、その後、昭和46年に住宅を建設し、以後、住宅敷地として一体利用しているものです。昭和47年の線引き前から宅地として利用していたことが確認でき、都市計画法上も問題ありません。

続きまして、第2項及び航空写真14ページを御覧ください。

申請地は、精進川■■■■、畑1、133平方メートルで、精進川から半野へ抜ける県道白糸富士宮線の西側に位置する農地です。平成10年頃に申請人の父が耕作困難のため植林し、以後、現在に至るまで山林として管理されているものです。申請地には数十年生のクヌギが群生しているため、農地として復元することは困難であり、非農地として扱って差し支えないと思われま

す。続きまして、第3項及び航空写真15ページを御覧ください。

申請地は、西山■■■■、畑74平方メートルで、芝川スポーツ広場の西に位置する農地です。平成12年1月12日、申請人が隣接する宅地に住宅を建設した際、敷地として一体利用を開始し、現在に至ったものです。旧芝川町の案件のため、平成23年の線引き前から宅地として利用していたことが確認でき、都市計画法上も問題ありません。

続きまして、第4項及び航空写真は16ページ及び17ページを御覧ください。

申請地は、内房■■■■畑ほか6筆、計252.91平方メートルです。

航空写真16ページに記載の4筆については、平成11年月日不詳、写真中央にある県道の新設に伴う測量及び分筆処理が行われた際に残った、いわゆる残地に当たります。道路は周囲の土地よりも10メートルほど低い土地を通っており、当該申請地は道路脇ののり面に存在します。急傾斜地、狭小地であることから、仮に農地として復元しても継続的に営農することは困難であり、非農地として差し支えないと思われま

す。航空写真17ページに記載の2筆については、10メートル以上高低差のある崖地にあり、年月日は不詳ですが、耕作困難のため放棄し、山林・原野化したものです。こちらも農地への復元は難しく、今後の営農は見込まれないため、問題ないのではと思われま

す。説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

13番 齊藤 学委員

ただいま審議中の第1項、第2項の調査結果について報告します。

8月6日午前9時に、第1項の現地で申請代理人の行政書士に事務局2名と説明を聞きました。第2項は、事務局2名と現地を確認しました。

第1項、第2項とも申請書のとおりに問題ありませんので、御審議のほどよろしくをお願いします。

9番 佐野公洋委員

ただいま審議中の第3項及び第4項について調査結果を報告いたします。

まず、第3項ですが、8月6日、申請人、申請代理人の行政書士及び事務局職員2名と現地での会い、調査を行いました。詳細につきましては、事務局の説明のとおりであります。

次に、第4項ですが、同日、申請代理人の行政書士、事務局職員2名と現地で会い、調査を行いました。詳細につきましては、事務局の説明のとおりであります。

4筆につきましては、道路ののり面と思われる急傾斜地であり、3筆につきましては、平地が少ない崖地であり、耕作放棄により原野化し、農地として利用することは困難と判断いたしました。

2つの案件とも申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第51号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第52号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の28ページを御覧ください。

議第52号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第1項及び航空写真18ページ及び19ページを御覧ください。

大中里■■■■、田ほか4筆、計622平方メートルについて、大中里の■■■■さんが相続により権利取得し、発生する相続税について納税猶予の適用を受けるための証明をするものです。

これまでの営農状況から、今後も継続的な耕作管理が見込まれ、納税猶予適用の要件を満たしており、問題ないと思われます。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員から調査報告をお願いします。

15番 朝比奈美芳委員

ただいま審議中の第1項について御報告いたします。

現地の調査を8月6日午後、申請者本人、事務局から大瀧さん、そして私で実施いたしました。内容等は、先ほど事務局のほうから御報告のあったとおりです。現地は2カ所あり、いずれも果樹畑ですか、例えば柿とかミカンとかキウイフルーツとなっていて、その周辺での畑は草刈りがされて、ある意味よく管理されているようです。

隣接する農地への影響は特に支障ないと判断いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第52号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第53号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 伊藤主査

議案の29ページを御覧ください。

議第53号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

農用地利用集積計画（案）について説明します。

農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数13人、利用権を設定する者の数23人、利用権を設定する農用地の面積は、計6万9,365.65平方メートルです。

次に、表の一番下、所有権移転です。

所有権の移転を受ける者の数1人、所有権の移転をする者の数1人、所有権が移転する農用地の面積は、3万6,442平方メートルです。

全て中間管理事業になります。

利用権の内容について説明します。4ページを御覧ください。

第1項及び別冊航空写真20ページを御覧ください。

西山字中村垣外■■■■、西山の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培になります。移転後の経営面積は7,284平方メートルです。

第2項及び別冊航空写真21ページを御覧ください。

杉田字滝ノ上■■■■ほか3筆、西小泉町の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培になります。移転後の経営面積は4万6,927.32平方メートルです。

第3項及び別冊航空写真22ページを御覧ください。

杉田字久保■■■■、小泉の■■■■さんへの使用貸借権設定で、花木の栽培になります。移転後の経営面積は6,243.13平方メートルです。

続きまして、第4項及び別冊航空写真、同じく22ページを御覧ください。

杉田字笠屋敷■■■■ほか2筆、富士市天間の株式会社■■■■への使用貸借権設定で、野菜の栽培になります。移転後の経営面積は8,366平方メートルです。

第5項及び別冊航空写真23ページを御覧ください。

上条字古谷戸■■■■ほか2筆、宮北町の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培になります。移転後の経営面積は2万2,420.76平方メートルです。

第6項及び別冊航空写真24ページを御覧ください。

杉田字田上原■■■■、杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培になります。移転後の経営面積は2万7,598平方メートルです。

第7項及び別冊航空写真25ページを御覧ください。

外神字上谷■■■■ほか1筆、株式会社■■■■への使用貸借権設定で、野菜の栽培になります。移転後の経営面積は4万2,910.61平方メートルです。

第8項及び別冊航空写真26ページを御覧ください。

大鹿窪字三沢■■■■ほか3筆、農事組合法人■■■■への使用貸借権設定で、水稻の栽培になります。移転後の経営面積は16万8,326平方メートルです。

第9項及び別冊航空写真27ページを御覧ください。

沼久保字向原■■■■、小泉の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培になります。移転後の経営面積は2万2,642.62平方メートルです。

第10項及び別冊航空写真、戻りまして25ページを御覧ください。

外神字中谷■■■■、■■■■株式会社への使用貸借権設定で、野菜の栽培になります。移転後の経営面積は4万5,024.05平方メートルです。

続きまして、第11項から第22項については、同一受人の案件になります。

第11項、杉田字中村■■■■ほか1筆、別冊航空写真は28ページです。

第12項、杉田字新梨■■■■、別冊航空写真は29ページです。

第13項、杉田字焼畑■■■■ほか2筆、別冊航空写真は30ページです。

第14項、杉田字田上原■■■■の内ほか1筆、別冊航空写真は31ページです。

第15項、杉田字田上原■■■■、別冊航空写真は同じく31ページです。

第16項、杉田字焼畑■■■■、別冊航空写真は戻りまして30ページです。

第17項、杉田字焼畑■■■■356-4、別冊航空写真は同じく30ページです。

第18項、杉田字焼畑■■■■、別冊航空写真は同じく30ページです。

第19項、杉田字新梨■■■■ほか1筆、別冊航空写真戻りまして、29ページです。

第20項、杉田字新梨■■■■の内、別冊航空写真は同じく29ページです。

第21項、杉田字焼畑■■■■ほか2筆、別冊航空写真は30ページです。

第22項、杉田字大宝坊■■■■、別冊航空写真は32ページです。

以上、杉田の■■■■株式会社への使用貸借権設定で、茶の栽培になります。移転後の経営面積は6万9,778.65平方メートルです。

続きまして、第23項及び別冊航空写真33ページを御覧ください。

星山字上ノ原■■■■ほか1筆、黒田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、茶の栽培になります。移転後の経営面積は8万7,099.78平方メートルです。

続きまして、第24項及び第25項は同一受人案件です。別冊航空写真は34ページを御覧ください。

第24項、内房字カラ澤■■■■、第25項、内房字大嵐■■■■ほか2筆、内房の株式会社■■■■への使用貸借権設定で、茶の栽培になります。移転後の経営面積は3,889平方メートルです。

続きまして、所有権移転の内容について説明します。

第1項、第2項、同一受人案件です。別冊航空写真35ページを御覧ください。

第1項、根原字宝山■■■■、第2項、根原字宝山■■■■ほか3筆、■■■■有限会社への売買で、飼料作物の栽培になります。移転後の経営面積は19万453平方メートルです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

それでは、質疑なしと認めます。

農業委員による採決を行います。

議第53号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第53号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、9月11日を予定しております。

以上をもちまして、令和2年8月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後 1時55分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会  
会 長

会議録署名人  
8 番

会議録署名人  
9 番